

館山市公共交通事業者支援事業補助金の概要について

<趣旨>

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営環境が悪化している公共交通事業者に対し、新しい生活様式の実現に資するとともに、持続可能で誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築につながる取組を支援するもの。

<補助対象者>

館山市内に本支店、または営業所等を有するJR、現に路線バスを運行しているバス事業者及びタクシー事業者であり、申請時点において市税に滞納がない者とする。

<補助金の交付対象事業及び補助率>

補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに掲げるものであり、かつ、持続可能で誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築に資する取組であること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための車両の改善
- (2) 公共交通の利用促進のための車両の改善
- (3) 新たな交通手段を普及するための提案及びモニターツアーの実施

補助事業	補助率	補助限度額
(1) 及び (2) の事業	100%	車両1台あたり20万円
(3) の事業	100%	50万円

<応募及び採択について>

別紙のとおり